

○ 主文

- 一、本件控訴を棄却する。
- 二、控訴費用は控訴人の負担とする。

○ 事実

控訴人は、当審において請求を減縮し、「一、原判決を取消す。二、控訴人の昭和四二年分所得税につき被控訴人が昭和四五年十一月一六日付で控訴人に対してなした更正処分の取消を求める控訴人の訴にかゝる事件を横浜地方裁判所に差戻す。三、控訴人の昭和四二年分所得税につき被控訴人が昭和四六年六月九日付で控訴人に対してなした更正決定中、所得金一四八万四、三七一円のうち金一四四万二、三七一円を超える部分および所得税額金二〇万二、五五〇円のうち金一九万〇、〇五〇円を超える部分はこれを取消す。四、控訴人の昭和四三年分所得税につき被控訴人が昭和四五年十一月一六日付で控訴人に対してなした更正決定中、所得金三八八万八、〇五六円のうち金三七〇万五、一六八円を超える部分および所得税額金九七万二、九〇〇円のうち金八九万六、五〇〇円を超える部分はこれを取消す。五、控訴人の昭和四四年分所得税につき被控訴人が昭和四五年十一月一六日付で控訴人に対してなした更正決定中、所得金一二八万六、四七七円のうち金九八万〇、三四四円を超える部分及び所得税額金一二万八、八〇〇円のうち金七万〇、九〇〇円を超える部分はこれを取消す。六、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、「本件控訴を棄却する。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張および証拠関係は、次に訂正、付加するほかは原判決事実欄記載のとおりであるから、これをここに引用する。

原判決第三丁裏始めから三行目に「その取消を求める。」とあるのを「右各処分のうち違法な認定に基く部分の取消を求める。」と訂正し、その次に左記を付加する。

「なお、昭和四二年分所得税につき昭和四五年十一月一六日付でなされた更正処分の取消を求める訴は原判決によつて却下されたが、右更正処分が本件再更正処分によりその効力を失ういわれはないから、右の却下の判決は不当であり、したがつて、右判決は取消されるべく、本件中右訴にかゝる部分は原審に差戻されるべきである。」

「(三) 以上を詳言すれば次のとおりである。

昭和四二年度分

(1) 控訴人は右年度の所得金額を第一審判決別表(一)記載のとおり給与所得金三九万二、〇〇〇円、事業所得金一〇五万三七一円、計金一四四万二、三七一円と申告した。(2) 被控訴人は昭和四五年十一月一六日間表(一)記載のとおり控訴人の右確定申告を左のとおり更正した。

給与所得 一八万四、〇〇〇円(金二〇万八、〇〇〇円減)

事業所得 一三一万三七一円(金二六万円増)

計金一四九万四、三七一円

(3) 被控訴人は昭和四六年六月九日同表(一)記載のとおり左のとおり再更正した。

給与所得 二二万四、〇〇〇円(確定申告中一六万八千円減)

事業所得 一二六万三七一円(確定申告に二一万円増)

計金一四八万四、三七一円

(4) 再更正の内容は次のとおりである。

控訴人の申告にかゝる給与収入金五六万円中金三五万円(同表(二)の(7)の五万円と財団法人善隣学生会館分三〇万円の合計)を給与収入として承認しその余の金二一万円を事業収入とした。

而して右金二一万円の内訳は原判決別表(二)の昭和四二年分二六万円から(7)の五万円を減じた額である。

(5) 給与所得の計算については給与収入額の二〇%と金五万六千円の給与所得控除が行われるので、給与所得金額は次のようになる。

確定申告額によると給与収入金額五六万円からその二割額金一一万二千元及金五万六千元計金一六万八千元を控除した金三九万二千元(同表(一)の(1)(イ)

欄)

再更正額によると給与収入金三五万円からその二割額七万円及金五万六千元計金一二万六千元を控除した金二二万四千元(同表(一)の(1)(ハ)欄)

(6) 税額

控訴人の申告による税額は左のとおり。

事業所得	一、〇五〇、三七一円
給与所得	三九二、〇〇〇円
所得金額合計	一、四四二、三七一円
所得から差引かれる金額	二九六、七七四円
課税される所得金額	一、一四五、〇〇〇円
右に対する税額	一九〇、〇五〇円

再更正による税額は左のとおり。

事業所得	一、二六〇、三七一円
給与所得	二二四、〇〇〇円
所得金額合計	一、四八四、三七一円
所得から差引かれる金額	二八八、七七四円
課税される所得金額	一、一九五、〇〇〇円
右に対する税額	二〇二、五五〇円
申告額と再更正額との税金差額	一二、五〇〇円

一、昭和四三年分

(1) 控訴人は右年度の所得金額を第一審判決別表(一)記載のとおり給与所得金三五万一、五五六円、事業所得金三三五万一二、六一二円計金三七〇万五、一六八円と申告した。

(2) 被控訴人は昭和四五年一月一六日同表(一)記載のとおり控訴人の右確定申告を左のとおり更正した。

給与所得	〇円(金三五万一、五五六円全額減)
事業所得	一二八八万八、〇五六円(金五三万四、四四四円増)
計金	一二八八万八、〇五六円

(3) 更正の内容は次のとおりである。

控訴人の申告にかゝる給与収入金五三万四、四四四円全額を事業収入とした。而して右金五三万四、四四四円の内訳は原判決別表(二)の昭和四三年分の給与収入全額である。

(4) 給与所得の計算については給与収入額の二〇%と金七万六、〇〇〇円の給与所得控除が行われるので、給与所得金額は次のようになる。確定申告額によると給与収入金額五三万四、四四四円からその二割額金一〇万六、八八八円及金七万六、〇〇〇円計金一八万二、八八八円を控除した金三五万一、五五六円(同表(一)の(2)(イ)欄)

(5) 税額

控訴人の申告による税額は左のとおり。

事業所得	三、三五三、六一二円
給与所得	三五一、五五六円
所得金額合計	三、七〇五、一六八円
所得から差引かれる金額	三八六、四一二円
課税される所得金額	三、三一八、〇〇〇円
右に対する税額	八九六、五〇〇円

更正による税額は左のとおり。

事業所得	一二、八八八、〇五六円
給与所得	〇円
所得金額合計	三、八八八、〇五六円
所得から差引かれる金額	三七八、四一二円
課税される所得金額	三、五〇九、〇〇〇円
右に対する税額	九七二、九〇〇円
申告額と更正額との税金差額	七六、四〇〇円

一、昭和四四年分

(1) 控訴人は右年度の所得金額を第一審判決別表(一)記載のとおり給与所得金一二四万七、一九九円、事業所得金△二六万六、八五五円計金九八万〇、三四四円と申告した。

(2) 被控訴人は昭和四五年一月一六日同表(一)記載のとおり控訴人の右確定申告を左のとおり更正した。

給与所得	〇円(金一二四万七、一九九円全額減)
事業所得	一二八万六、四七七円(金一五五万一二、一二二三円増)
計金	一二八万六、四七七円

(3) 更正の内容は次のとおりである。
控訴人の申告にかゝる給与収入金一五五万三、三三二円全額(同表(二)昭和四四年度分合計)を事業収入とした。

(4) 給与所得の計算については給与収入額の四%と金二四万四、〇〇〇円の給与所得控除が行われるので、給与所得金額は次のようになる。

確定申告額によると給与収入金額一五五万三、三三三円からその四%額金六万二、一三三円及金二四万四、〇〇〇円計金三〇万六、一三三円を控除した金一二四万七、一九九円(同表(一)の(3)(イ)欄)

(5) 税額
控訴人の申告による税額は左のとおり。

事業所得	
給与所得	一、二四七、一九九円
所得金額合計	九八〇、三四四円
所得から差引かれる金額	三八七、二二〇円
課税される所得金額	五九三、〇〇〇円
右に対する税額	七〇、九〇〇円

更正による税額は左のとおり。

事業所得	一、二八六、四七七円
給与所得	〇円
所得金額合計	一、二八六、四七七円
所得から差引かれる金額	三七九、二二〇円
課税される所得金額	九〇七、〇〇〇円
右に対する税額	一二八、八〇〇円
申告額と更正額との税金差額	五七、九〇〇円

(四) よつて、原判決を取消し、原審において却下された訴にかかると事件を原審に差戻し、当審において減縮した請求の趣旨のとおり判決を求めらる。

原判決第四丁表末尾に「請求原因(三)の事実は認める。」と付加する。

原判決第八丁裏始めから五行目と五行目の間に「給与所得か事業所得かという区別は、所得主体によつてではなく、所得そのものの態様によつて決められるべきであり、本件顧問料収入は自己の計算と危険による企業性を有する業務から発生したものでないからまさに給与所得とみるべきである。」を挿入する。

控訴人は、当審において新たに甲第三、第四号証を提出し、被控訴人は甲第四号証の成立は認めるが、甲第三号証の成立は不知、と述べた。

○ 理由

被控訴人の本案前の答弁及び控訴人の昭和四二年分所得につき被控訴人が昭和四五年一月一六日付でした更正処分の取消を求め控訴人の請求についての当裁判所の判断は、左に訂正するほかこの点の原審の判断(原判決第九丁表終りから三行目以降同第一〇丁表終りから二行目までと同じであるからこれをここに引用する。

原判決第一〇丁表始めから五行目の「右のこと」以下同下表終りから三行目の「訴の利益がない」までを「右のことは減額再更正がなされた場合においても同様に解すべきである。蓋し、減額再更正処分は必ずしも常に更正処分の単純な一部取消ではなく、処分の質的変更、特に課税標準の内容の変更をもたらす場合があるからである。本件も右の場合に該当し、控訴人自身も昭和四二年分につきその主張の所得金及び税額を超える再更正処分の取消を求めているのである。したがつて、昭和四二年度分の所得税に関する本件訴のうち本件再更正処分の取消を求め部分については訴の利益があるが、昭和四二年分所得税につきなされた当初の更正処分の取消を求め部分については訴の利益がない」と訂正する。

請求原因(一)の事実は当事者間に争がない。

原判決添付別表(二)の(1)ないし(6)の控訴人の顧問料収入につき、控訴人においてこれをいずれも給与所得(尤も給与所得控除額を控除する以前のもの。以下単に給与所得という。)として確定申告したところ、被控訴人においてこれを事業所得と認定して本件各更正、再更正処分に及んだこと、その詳細が請求原因

(三)のとおりであることは、当事者間に争がない。

ところで、一般に、所得税法にいう事業所得(同法第二七条等)とは、自己の計算と危険において対価をえて継続的に行われる業務から生ずる所得と観念すべきであり、他方、同法にいう給与所得(同法第二八条)とは、雇傭関係またはこれに準ずべき関係(例えば会社の役員等委任関係の場合もある)に基く非独立的労務の対価と観念すべきであつて、この両者の異同は、所得の生ずる業務の遂行ないしは労務

よつて、民事訴訟法第三八四条、第九五条、第八九条に従い主文のとおり判決する。
(裁判官 外山四郎 海老塚和衛 小田原満知子)